

オーストラリアの言語教育政策に関する研究

－多文化主義が内包する「多様性」と「統一性」をめぐる－

学位論文内容の要旨

オーストラリアが白豪主義を諦め、公的に多文化主義を国是としたのは、1970年代初頭のことである。それ以降、多文化主義政策の理念の下、国内の多様な言語や文化の価値が公的に認められ、それらの維持・涵養を目的とした財政的・教育的な支援が提供されてきた。1970年には移民の子ども達に対する英語教育プログラムが開始され、1980年にはエスニック・スクールに対する財政的な支援も提供されるようになった。また、特に1980年代以降は、すべてのオーストラリア人が国内の様々な言語や文化を知る機会として、多文化教育が重視されるようになった。

しかし、オーストラリアの多文化主義は、このような言語的・文化的多様性の承認と同時に、国民に共有されるべき基本的姿勢・態度や基礎的技能の必要性も求めてきた。それは言語に関して言えば、すべてのオーストラリア人が、①他者の言語の価値を認める義務、②公用語としての英語を承認する必要性に集約できる。両者はともに、国家という枠組みを維持することを目的としているが、前者は言語の「多様性」の尊重、後者は言語の「統一性」の維持を志向している。この二つの理念から、オーストラリアが国是とする多文化主義は、多様性と統一性という一見相反する理念を内包していると指摘できる。また、政策上、これら二つの理念がうまく共存できると想定されていると考えられる。

これまでの多文化主義に関する一般的な議論も、基本的には、この「多(様性)」と「(統)一」を軸に展開されてきた。多様性の承認を支持・尊重する立場からは、人々は支配的(統一的)な文化に統合されるのではなく、逆にそれぞれのエスニシティ(個人)の多様性を「強み」として積極的に保持すべきことが主張された。また、そこから歴史的に自らの文化を「弱み」としてきたマイノリティ集団に特別な権利を与える必要があると主張された。その一方で、多様性を一定程度承認しつつも、多文化主義の過度の推進は、社会の「統一」を脅かすとの批判も唱えられている。これらの見解は、双方とも「多様性」の尊重を多文化主義国家における基本的理念に掲げる点では共通する。しかし、各集団の「多様性」を尊重するか、それとも国家の「統一性」を重視するかで、立場の相違が見られる。

本研究は、オーストラリアにおける多文化主義が持つこの二つの理念、つまり「多様性の尊重」と「統一性の維持」を、言語政策を通して考察する。「多様性」と「統一性」という考え方の調和と葛藤は、政策レベルのみならず、実際の現場においても常に見受けられる。そのため、同国でこれまでに策定された二つの言語政策に焦点を当て、政策文書で示された理念がどのように今日まで受け継がれ、それが教育プログラムとしてどのように具現化されてきたのかを、政策の立案・実施過程の分析を通して明らかにする。

1987年に制定された同国の最初の国家言語政策である『言語に関する国家政策』(National Policy on Languages:以下NPL)では、オーストラリアの言語的・文化的多様性が承認・尊重されると同時に、英語が同国の事実上の国語(national language)であることが確認された。1991年に、新たな国家言語政策である『オーストラリアの言語:オーストラリアの言語と識字に関する政策』(Australia's Language: Australian Language and Literacy Policy:以下ALLP)が発表されて以降は、当時の経済不振を背景に、「国の経済発展への貢献」に重きが置かれた。そしてそのような観点から、英語と特定のアジア地域の言語(以下アジア言語)の教育が重視されるようになった。

これまでの研究ではNPLからALLPへの移行は、政策上、オーストラリア社会の多様性を重視する立場から、国の経済発展を重視する立場への移行であると考えられてきた。これはすなわち、「個」に起因する「多様性」を重視する立場から、「国」の経済発展に重きを置いた「統一性」を志向する立場への移行とも換言できる。

しかし、NPLの立案・策定過程を分析すると、確かに政策立案過程で民主的手続きは採られたものの、唯一の国語および公用語としての英語の地位が繰り返し提唱され、それが国家のアイデンティティの形成にとって重要であると主張された。また、国家の政治的・経済的発展のために近隣諸国の言語を学習する必要性も繰り返され、特に日本語やインドネシア語の教育が奨励されるべきとの文言も見られた。これらのことは、ALLPで強く主張された「国」の発展に重きを置いた「統一性」の志向が、既にNPL以前から繰り返し強調されてきたことを示している。

またしかし他方では、言語政策の具体的な実施過程を分析すると、各地の教育活動・実践が「多様性の尊重」と「統一性の維持」との折り合いをうまくつけていることも分かる。例えば、近年の英語のリテラシー教育の推進が、英語とともに移民や先住民の母語の教育を推進するという動きが見られる。また、経済発展への貢献を主眼として進められた四つのアジア言語の教育は、政府が提示した目標を達成することはできなかったものの、生徒・教員の「アジア」に対する理解を深めることに貢献したと考えられる。さらに、エスニック・スクールや言語の学校(School of Languages)等、正規の学校教育以外の機関を利用して、児童・生徒の多様な教育ニーズを充足させる活動も活性化している。特にエスニック・スクールにおける活動は、「第二世代」と言われる移民を中心に、強制ではなく自ら進んでオーストラリア社会に溶け込む必要性をも感じさせている。これらの事例は、政策と実際の現場には「積極的な」齟齬が見られること、「多様性の尊重」と「統一性の維持」が政策の理念レベルのみならず実際の現場においても決して対立するものではないことを示している。

本研究は、オーストラリアの多文化主義が持つこれら二つの理念の揺れを、言語政策・言語教育政策の文書、その立案過程および具体的な教育プログラムの実施状況の整理・分析から提示する。本研究は、今後益々、多文化化するであろう国々に対して、言語政策のモデルを示そうとする試みではない。また、多文化主義が、単にヴェールを纏った白豪主義であると指摘するものでもない。本研究を通して、「多様性」と「統一性」の調整と葛藤に喘ぐオーストラリアの多文化主義の現状を浮き彫りにするとともに、同国がその葛藤を克服する可能性を提示する。

本研究の構成は、以下のとおりである。

序章 研究の目的

第1部 オーストラリアにおける国家言語政策の成立とその変遷

第1章 オーストラリアにおける二つの国家言語政策

第2章 国家言語政策の必要性をめぐって

第2部 オーストラリアにおける言語教育政策・その実施状況

第3章 英語のリテラシー教育

第4章 アジア言語の教育

第5章 コミュニティ言語の教育

終章 結論

学位論文審査の要旨

主査 助教授 橋本 聡

副査 教授 杉浦 秀一

副査 名誉教授 笹森 健 (青山学院大学)

学位論文題名

オーストラリアの言語教育政策に関する研究

－多文化主義が内包する「多様性」と「統一性」をめぐる－

この論文は、オーストラリアの国家言語政策、とりわけ言語教育政策を詳細に分析することにより、同国の多文化主義政策の本質に迫ろうとした意欲的試みである。問題設定、研究方法ともに最新の研究動向を踏まえて的確に練り上げられており、また、オーストラリアの連邦レベルでの言語教育政策が当初から「国家の統一性・国民の結束」という要請と合意に基づいて出発したものであったこと、しかし実際の教育現場においては当事者たちのイニシアティブにより「国内の多様性の維持涵養」という成果と結びつけられていること、したがって同国の多文化主義が必ずしも2つの理念の根本的矛盾や二律背反を強める方向に向かっているのではないこと、といった著者の主張も、妥当かつ検証可能なものである。以上を含め、オーストラリアの教育政策に関する長年の研究に基づいて作成された本論文は、当該研究分野と研究テーマに対し、多くの点で意義深い新たな寄与を果たしていると思われることができる。

以下では、本論文の問題設定、研究方法、学術的寄与、審査の過程で指摘された問題点を紹介する。

80年代の後半、オーストラリアは連邦主導の言語政策『言語に関する国家政策 (National Policy on Languages、以下 NPL)』(1987年)を取り纏めた。この文書は、それまで州・地域に任されていた言語教育行政を連邦主導のそれへと改めることを企図したもので、同国が国是とする多文化主義を推進する上で必要とされたものであった。しかし、続く1991年の『オーストラリアの言語：オーストラリアの言語とリテラシーに関する政策 (Australia's Language: Australian Language and Literacy Policy、以下 ALLP)』以降、連邦政府主導による同国の言語教育政策プログラムは、明らかに国益と経済原理を重視する方向へと進み始める。この傾向は現在に至るまで続いており、研究者の多くはこうした展開に批判的である。

それに対して本論文の著者は、先行論文を網羅的に精査した上で、以下のような問いを設定する。

- NPL と ALLP の間には本当に断絶があるのか、むしろ NPL によって初めて命題化された「国家の枠組みの維持・国民の結束」という理念にこそオーストラリア国家言語政策の出発点があるのではないか
- NPL と ALLP、あるいは「国内の多様性の維持涵養」と「国家の枠組みの維持・国民の結束」という2つの理念、とくに ALLP 以降の政策プログラムを、実際の教育現場はどのように受けとめてきたのか

こうした問いに答えるため、著者は第2章において、連邦議会の議事録を含む膨大な一次資料を読み解き、また第3章から5章においては、自ら収集した教育現場での事例に基づく現実面の分析とそれに対する考察を行っている。その結果得られた著者の結論は、上に記した通りである。

本論文について、審査委員会の理解する学術的寄与と独自性は以下の諸点である。

- 5000 頁にわたる議事会資料など多数の一次資料を駆使し、NPL の立案策定過程を解明した（とくに、NPL 策定の際、「国家の統一性・国民の結束」を国家言語政策の課題と位置づけることに対し、策定に関わったアクターたちの間にとくに深刻な意見対立は生じておらず、むしろその理念への支持が NPL の策定を積極的に促した点を明らかにした）
- 実際の事例に目を向けることにより、経済至上主義的色彩を強めている ALLP 以降の政策プログラムが、教育の現場では「国内の多様性の維持涵養」を促す成果へと結びつけられていることを示した
- こうした研究成果を積み重ねることにより、オーストラリア多文化主義研究に対し、言語教育政策研究からのアプローチの有効性を示した

一方、本論文の問題点については以下に挙げる指摘があった。

- NPL 以前の政策との連続性に関する考察が乏しい（とくに 1978 年のガルバリ報告を前史の中心に据えて論じることが期待された）
- あえて周縁的州に注目した点は評価するにしても、事例の収集が一部の州に限られていることに不満が残る
- 本論文が多文化主義を扱うものである以上、多文化主義研究を巡る議論の中で自らを位置づけ、同時に多文化主義研究全般へのフィードバックを明瞭に言語化することが求められた

しかし、これらの指摘はこの論文の本質的欠陥を突いたものというよりも、むしろ今後の研究への期待として受けとめるべきものであろう。いずれにせよ、本論文作成にあたり、著者は膨大な一次資料を丹念に調べ上げ、また重要な先行研究の著者たちを含む内外の研究者と積極的に意見交換を行い、現場を訪ねる労を厭わなかった。研究への熱意とともに、著者の高い自律的研究遂行能力が本論文の随所に示されており、ひいてはそれが本論文の学術的独自性へと結実した。本論文によって著者が、当該研究分野と研究テーマに対して新たな寄与を果たしたことは明らかである。

よって著者は、北海道大学博士（国際広報メディア）の学位を授与される資格があるものと認める。